

備二第1216号
総第856号
務第828号
生総第583号
地第481号
刑総第1002号
交企第770号
備総第794号
令和元年10月15日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察災害警備計画の策定について（通達）

岐阜県警察における災害警備は、自然災害にあつては「岐阜県警察災害警備実施計画の制定について」（平成30年3月30日付け備二第450号ほか）、事故災害にあつては「岐阜県警察突発重大事案警備実施計画の制定について」（平成19年2月15日付け備二第137号ほか）及び「岐阜県警察突発重大事案警備実施要領の制定について」（平成19年2月15日付け備二第138号ほか）により運用しているところであるが、この度、これら双方の災害警備実施計画等を統一し、新たに別添のとおり「岐阜県警察災害警備計画」を策定し、令和元年10月15日から運用することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、上記三通達は廃止する。

令和元年10月
〔 改正
令和5年1月 〕

岐阜県警察災害警備計画

岐阜県警察本部

目 次

第1章	総則	1
第1	本計画の目的等	1
1	目的	1
2	準拠	1
3	構成	1
4	災害の定義	1
第2	警備方針	1
第3	災害警備活動の重点	2
第4	職員の心構え	2
第5	情報通信部との連携	2
第2章	地震災害対策（共通対策）	2
第1	災害に備えての措置	2
1	警備体制の整備	2
(1)	職員の招集・参集体制の確立	3
(2)	安否確認等	3
(3)	警備要員の指定	3
(4)	受援・派遣体制の整備等	3
(5)	管内実態把握及び基礎資料の収集整備	3
(6)	災害警備用装備資機材の点検整備	4
(7)	各種協定の運用等	5
(8)	警察施設等の災害対策	5
(9)	教養訓練の実施	5
(10)	災害警備用物資の備蓄等	6
(11)	業務継続性の確保	6
(12)	被留置者への対応	6
2	情報収集及び連絡体制の整備	7
(1)	情報収集の手段及び方法	7
(2)	情報収集のための事前準備	7
(3)	被災状況の報告体制の整備	7
3	情報通信の確保	8
(1)	通信の確保	8
(2)	情報システムの機能の確保	8
4	交通の確保に関する体制及び施設の整備	8
(1)	災害時における交通規制計画	8
(2)	交通管制施設及び交通管理体制の整備	8
(3)	緊急通行車両に係る確認手続等	9
(4)	運転者の執るべき措置の周知徹底	9
5	避難誘導の措置	10
(1)	避難場所等の周知徹底	10
(2)	避難行動要支援者等への対応	10
(3)	管理者対策	10
(4)	帰宅困難者対策	11
(5)	広域的な避難者の受入れに関する調整	11
6	被災者等への情報伝達活動	11
7	住民等の防災活動の促進	11
(1)	防災訓練の実施	11
(2)	各種講習会等を通じた防災知識の普及	11
(3)	避難行動要支援者等に対する配慮	11
(4)	企業に対する防災意識の高揚	12
8	関係機関との相互連携	12
9	複合災害対策	12
10	危険箇所の調査	12
11	重要施設の警戒	12
12	ボランティアの受入れのための環境の整備	12
13	大規模災害警備対策に関する調査及び研究	12
第2	災害時における措置	13
1	警備体制	13
(1)	職員の招集・参集	13
(2)	警備本部等の設置	13

(3) 警備部隊の編成	13
(4) 他の都道府県警察への援助の要求等	14
2 情報の収集及び連絡	14
(1) 災害認知時の措置	14
(2) 多様な手段による情報収集等	14
(3) 警察庁等への報告等	14
(4) 災害情報の報告等	15
3 救出救助活動	15
(1) 機動隊等の出動	15
(2) 関係機関との協力・調整	15
(3) 航空機の運用調整等	16
(4) 警察署における救出救助支援活動	16
(5) 感染症対策	16
4 避難の指示、誘導等	16
(1) 避難の指示等	16
(2) 避難の指示及び避難誘導時における留意事項	17
5 警戒区域の設定	17
6 行方不明者等の捜索	18
7 死体の取扱い、身元確認等	18
8 二次災害の防止	18
9 危険箇所等における避難誘導等の措置	18
10 社会秩序の維持	18
(1) 警戒活動の強化	19
(2) 各種犯罪の取締り	19
(3) 社会的混乱の抑制	19
(4) 自主防犯組織等との連携	19
11 緊急交通路の確保等	19
(1) 交通状況の把握	19
(2) 交通規制の実施	19
(3) 輸送対象の想定	20
(4) 信号機の滅灯対策	20
(5) 交通規制の周知徹底	20
(6) その他緊急交通路確保のための措置	20
(7) 関係機関等との連携	21
12 被災者等への情報伝達活動	21
(1) 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施	21
(2) 相談活動の実施	22
(3) 多様な手段による情報伝達	22
13 保安措置	22
(1) 銃砲刀剣類に対する措置	22
(2) 危険物施設等に対する措置	22
14 報道対応	22
15 情報システムに関する措置	22
(1) 電子計算組織の機能回復	23
(2) 災害警備活動に必要な情報の共有	23
16 情報の保全等	23
17 関係機関等との相互連携	23
18 自発的支援の受入れ	23
(1) 自主防犯組織等への支援	23
(2) 海外からの支援の受入れ	23
第3 災害復旧・復興	23
1 警察施設の復旧	23
2 暴力団排除活動の徹底	23
3 交通規制の実施	23
第3章 南海トラフ地震に係る措置	24
第1 先発地震発生時に執るべき措置	24
第2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）を受けた場合における災害応急対策に係る措置	24
第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を受けた場合における災害応急対策に係る措置	24
1 警備本部の設置	24
2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等	24

(1) 情報の収集・伝達	24
(2) 住民等への情報伝達活動	25
3 社会秩序の維持	26
(1) 避難に伴う混乱の防止	26
(2) 不法事案等の予防及び取締り	26
(3) 避難場所、警戒区域、重要施設等の警戒	26
(4) 住民等による地域安全活動	26
4 交通対策	27
(1) 交通規制	27
(2) 運転者への周知活動	27
(3) 緊急通行車両の確認	28
(4) 関連対策	28
5 警察施設等の点検及び整備	29
(1) 警察庁舎の防護措置	29
(2) 警察通信施設の機能維持のための措置	29
(3) 交通安全施設等の機能の確保措置	29
6 災害応急対策を執るべき期間	29
(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合	29
(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合	30
第4章 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	30
第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	30
1 緊急に整備すべき施設等の整備	30
2 地震防災対策実施上必要な災害警備用装備資機材の整備充実	30
第6章 南海トラフ地震に係る防災訓練	30
1 訓練の実施	30
2 訓練の内容	31
第7章 関係者との連携協力の確保	31
第8章 地震防災上必要な教養等	31
1 職員に対する教養	31
2 住民等に対する防災知識の普及	31
第4章 その他の自然災害対策	32
第1章 風水害対策	32
1 住民の防災活動の促進	32
(1) 避難誘導対策	32
(2) 防災知識の普及	32
(3) 防災訓練等の実施	33
2 警察施設等の災害対策	33
3 災害発生直前の措置	33
(1) 風水害に関する情報の伝達	33
(2) 住民等の避難誘導	33
(3) 災害未然防止活動	33
4 災害の拡大防止と二次災害の防止活動	34
第2章 火山災害対策	34
1 火山防災協議会への参画	34
2 情報の伝達及び避難誘導體制の確立	34
(1) 火山情報等の伝達体制の整備	34
(2) 住民等への周知等	34
3 火山災害対策用装備資機材の整備充実等	34
4 災害発生直前の措置	34
(1) 火山災害に関する情報の伝達	34
(2) 避難誘導	35
5 二次災害の防止	35
6 継続災害への対応	35
(1) 避難対策	35
(2) 安全確保対策	35
第3章 雪害対策	35
1 災害に備えての措置	35
(1) 雪害に強い交通管制施設の整備	35
(2) 気象状況の情報収集及び伝達	35
(3) 危険箇所の周知徹底	35

(4) 運転者への周知活動	35
(5) 緊急交通路の確保	36
(6) 道路管理者との調整	36
2 災害時における措置	36
(1) 交通情報の収集及び提供	36
(2) 交通規制の実施	36
第5章 事故災害対策	36
第1 水上災害対策	36
1 災害に備えての措置	36
(1) 関係機関との相互連携	36
(2) 情報収集・連絡体制の確立	37
(3) 危険物等の大量流出時における活動体制の整備	37
(4) 水上災害警備用装備資機材の整備充実	37
2 災害時における措置	37
(1) 情報の収集	37
(2) 捜索活動及び救出救助活動	37
(3) 危険物等の大量流出時等の措置	37
第2 航空災害対策	38
1 災害に備えての措置	38
(1) 航空災害応急体制の整備	38
(2) 関係機関との相互連携	38
(3) 基礎資料の整備	38
2 行方不明航空機の捜索活動	38
3 災害時における措置	38
(1) 情報の収集	38
(2) 救出救助活動	38
(3) 立入禁止区域の設定等	39
第3 鉄道災害対策	39
1 災害に備えての措置	39
(1) 関係機関との相互連携	39
(2) 連絡体制の確立	39
(3) 防災訓練の実施	39
2 災害時における措置	39
(1) 救出救助活動	39
(2) 立入禁止区域の設定等	39
3 二次災害の防止	39
第4 道路災害対策	40
1 災害に備えての措置	40
(1) 関係機関との相互連携	40
(2) 危険箇所等の把握と関係機関に対する要請	40
(3) 連絡体制等の確立	40
(4) 防災訓練の実施	40
2 災害時における措置	40
(1) 情報の収集	40
(2) 救出救助活動	40
(3) 立入禁止区域の設定等	40
(4) 危険物の流出に対する応急対策	41
3 二次災害の防止	41
第5 原子力災害対策	41
1 災害に備えての措置	41
(1) 関係機関等との相互連携	41
(2) 原子力災害発生時における連絡体制の整備	41
(3) 警備体制の整備	41
(4) 教養訓練の実施	41
2 災害時における措置	41
(1) 周辺住民等への情報伝達	42
(2) 避難誘導及び屋内退避の呼び掛け	42
(3) 交通規制及び緊急輸送の支援	42
(4) 職員の被ばく対策	42
第6 危険物等災害対策	42

1	災害に備えての措置	42
(1)	関係機関との相互連携	42
(2)	危険物等関係施設の実態把握	43
(3)	連絡体制の整備	43
(4)	危険物等災害警備用装備資機材の整備充実	43
(5)	火薬類取締法等の法令に定める権限の行使	43
(6)	防災訓練の実施	43
2	災害時における措置	43
(1)	情報の収集	43
(2)	救出救助活動	43
(3)	立入禁止区域の設定	44
(4)	危険物等の大量漏えい等に対する応急対策	44
(5)	火薬類取締法等の法令に定める権限の行使	44
第7	火事災害対策	44
1	災害に備えての措置	44
(1)	関係機関との相互連携	44
(2)	管内実態の把握	44
(3)	連絡体制の整備	44
(4)	防災訓練の実施	44
2	災害時における措置	44

第1章 総則

第1 本計画の目的等

1 目的

この計画は、緊急事態等における岐阜県警察の初動措置に関する訓令（令和元年岐阜県警察訓令第6号。以下「訓令」という。）に基づき、岐阜県警察（以下「県警察」という。）が災害に関し執るべき措置を定め、もって災害警備活動の万全を期することを目的とする。

2 準拠

災害警備活動及び災害に備えての平素の措置については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）、国家公安委員会・警察庁防災業務計画（昭和38年6月）その他関係法令によるほか、この計画の定めるところによる。

3 構成

本計画の構成は、第2章を「地震災害対策（共通対策）」、第3章を「南海トラフ地震に係る措置」、第4章を「その他の自然災害対策」とし、同章において風水害対策、火山災害対策及び雪害対策についてそれぞれ定め、第5章を「事故災害対策」とし、同章において水上災害対策、航空災害対策、鉄道災害対策、道路災害対策、原子力災害対策、危険物等災害対策及び火事災害対策についてそれぞれ定める。

なお、第2章には、地震災害対策のほか、本計画全体を通じた共通対策を記述し、第3章、第4章及び第5章においては、原則として第2章に定めるもののほか、特記すべき事項を定める。

4 災害の定義

この計画において、災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故により生ずる被害をいう。

第2 警備方針

県警察は、警察庁及び中部管区警察局（以下「警察庁等」という。）並びに知事部局、市町村、消防、自衛隊その他の関係機関・団体及び電力、通信等の事業者（以下「関係機関等」という。）との緊密な連絡の下に災害警備対策を推進し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）には、安全を確保しつつ、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民等の生命

及び身体の保護を第一とした災害警備活動等に努めるものとする。

第3 災害警備活動の重点

- ア 災害情報の収集及び報告・連絡
- イ 救出救助
- ウ 避難誘導
- エ 二次災害の防止
- オ 交通の確保
- カ 行方不明者等の捜索及び相談対応
- キ 検視、身元の確認及び遺体の引渡し
- ク 被災者等への情報伝達
- ケ 避難所等における安全安心の確保
- コ 犯罪の予防及び取締り

第4 職員の心構え

- 1 警察職員（以下「職員」という。）は、災害時には限られた人員の力を結集して災害警備活動を推進することを銘記し、積極的に幹部の指揮下に入り、一致協力し全力を尽くして任務の遂行に努めること。
- 2 職員は、平素から任務の遂行のため必要な知識及び技能の向上に努めるとともに、災害警備活動要領の工夫改善のための着意を持つこと。
- 3 職員は、出動時に必要な食料、携行品等を準備しておき、災害時には速やかに災害警備活動に従事できるように努めること。
- 4 家族との間で災害時における連絡方法、避難場所等について確認し、任務の遂行に集中できる環境の整備に努めること。
- 5 災害警備活動に当たっては、安全に最大限配慮すること。

第5 情報通信部との連携

この計画において、県警察と中部管区警察局岐阜県情報通信部（以下「情報通信部」という。）は、相互に緊密な連絡協調を保ち、一体となって災害に対処するものとする。

第2章 地震災害対策（共通対策）

第1 災害に備えての措置

県警察は、災害の規模等に応じた警備本部の体制や指揮命令系統の確立及び管内実態に即した情報の収集並びに報告・連絡、避難誘導、救出救助、交通規制等の措置を的確に執ることができるよう、以下の事項を踏まえ、警察本部及び警察署それぞれにおいて災害警備計画を策定するものとする。

1 警備体制の整備

(1) 職員の招集・参集体制の確立

警察本部長及び所属長は、職員の招集・参集対象者及び参集基準の明確化、連絡手段の確保等により迅速な招集・参集体制の確立に努めるものとする。

また、職員に対し、参集に当たっては被災現場等の通過を想定して徒歩、自転車、バイク等の最も効果的な手段を用いること、あらかじめ指定されたときを除き、原則として自己の所属に参集すること、被災状況、交通事情等により自己の所属に参集することが著しく困難な場合には、最寄りの警察署その他の警察施設に参集し、所属長に報告して指示を受けること、参集途中の情報収集及び安全確保について指導を徹底するものとする。

(2) 安否確認等

所属長は、災害発生時には、所属の職員等の安否、参集の可否等を岐阜県防災情報モバイルネットワークシステムの活用など効率的かつ的確に確認するための要領を定めておくものとする。

(3) 警備要員の指定

警察本部長及び所属長は、招集、警備部隊の編成等が円滑に行えるようにするため、職員を警備要員と残留要員に分けて指定しておくものとする。

(4) 受援・派遣体制の整備等

警察本部長は、大規模な災害時において、自県だけでは対処が困難と認める場合には他の都道府県警察から援助派遣を受けることを想定し、派遣された部隊から円滑に支援を受けることができるよう、受援体制の整備等に努めるものとする。

また、県外での大規模な災害時においては、警察災害派遣隊の出動が予想されることから、平素から招集・派遣体制の整備等を図るものとする。特に即応部隊については、隊員の安全確保を図りつつ、迅速かつ効率的な救出救助活動等を実施することができるよう、平素から災害現場に即した環境下における救出救助技能、自活能力の向上等に向けた教養訓練を徹底するとともに、関係機関等との連携体制の強化を図るものとする。

(5) 管内実態把握及び基礎資料の収集整備

警察署長は、管内における以下の事項について実態を把握し、これに即した災害対策を講じられるよう、基礎資料の収集及び整備を行うとともに、災害危険箇所の管理者と合同パトロール、必要な助言等を行うなど管理者対策を推進するものとする。また、整備した基礎資料については、実態の変化に応じ、随時見直しを行うものとする。

ア 警備体制に関する事項

- ・関係機関等の連絡先
- ・警察施設の被害予想
- ・警察庁舎被災時の警備本部設置場所
- ・警備要員の参集所要時間及び応招免除者
- ・装備資機材の保有状況
- ・通信施設被災時における通信連絡の手段
- ・部隊拠点として利用可能な駐車場、空き地等
- ・部隊の宿泊、給食施設等
- ・緊急ヘリポート
- ・多数死体収容所
- ・その他必要と認める事項

イ 警備対象等に関する事項

- ・河岸、低地帯、液状化等浸水のおそれのある区域及び当該区域にある危険箇所
- ・急傾斜地、溪流等斜面崩落及び土石流の発生するおそれのある区域並びに当該区域にある学校、住宅等土砂災害の影響を受けるおそれのある施設及び場所
- ・トンネル、橋、道路等寸断されることで孤立するおそれのある集落、施設及び場所
- ・帰宅困難者等により影響が予想される公共交通機関等
- ・要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）利用施設
- ・宿泊施設、高層建物、大規模集客施設等
- ・危険物取扱事業所等
- ・ライフライン事業所
- ・避難施設
- ・その他管内の状況に応じた危険箇所、施設等

(6) 災害警備用装備資機材の点検整備

関係所属長は、災害警備用装備資機材の点検及び整備に努め、災害時に効果的に活用できるよう配慮するものとする。

なお、臨時に借り受けて対応する資機材等については、災害時に円滑に借受け等が行われるよう、関係業者との間で協力関係の構築を図るとともに、県警察が保有していても不足することが見込まれる装備資機材についても同様の措置を講ずるものとする。

(7) 各種協定の運用等

関係所属長は、各種災害協定が効果的に運用できるよう締結先と連絡協力体制の確立に努めるものとする。また、電気、水道等のライフライン事業者との協力体制の確立に努めるものとする。

(8) 警察施設等の災害対策

関係所属長は、以下の基本的考え方に従って、警察施設等の耐震性、耐火性等の確保に努めるものとする。

ア 災害時に災害応急対策の拠点となる基幹防災拠点（平素は食料、装備資機材等を備蓄し、災害時には災害警備活動に資する施設として県内の要点に整備した基幹拠点をいう。）その他の警察施設については、その重要度を考慮し、耐震性、耐火性等の強化に努めるものとする。

イ 警察本部及び警察署の中核施設が損壊した場合に、特に指揮機能及び通信機能を確保するため、耐震性、耐火性等があり、かつ、液状化の起こりにくい地域に所在する建物を選定して、代替施設としての整備を図るものとする。

なお、代替施設は原則として、警察本部にあっては岐阜南警察署、岐阜北警察署又は警察学校の中から選定するものとし、警察署にあっては交番等の警察施設又はあらかじめ協力を依頼している施設の中から複数の施設を選定するものとする。

ウ 保有する施設及び設備については、災害発生時の電源確保のため、非常用電源設備の整備に努めるものとする。また、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄などにより非常電源の確保に努めるとともに、非常用コンセントを明示するものとする。さらに、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

エ 執務室内等の書棚、ロッカー等の転倒、落下等を防止するための措置を講ずるものとする。

(9) 教養訓練の実施

所属長は、災害についての知識、装備資機材の保守管理及び操作要領、具体的活動要領等についてマニュアルを作成するなどして職員に周知徹底するとともに、以下の教養訓練項目について反復して教養訓練を行い、災害時に職員が自らの判断で的確な行動ができる能力を習得させるよう努めるものとする。また、交通の途絶、職員自身又は職員の家族の被災等により職員の動員が困難な場合等を想定し、限られた要員で災害警備活動が実施できるよう訓練に努めるものとする。

さらに、広域緊急援助隊員を中心に機動隊員等の高度な災害警備活動能力の向上に努めるとともに、隊員の招集体制等を随時見直すなどして、災害時に迅速に警備体制が確立できるよう配慮するものとする。

【教養訓練項目】

ア 教養項目

- ・ 災害及び災害警備の知識
- ・ 災害関係法令並びに警察及び関係機関等の責務
- ・ 管轄区域内の段階的災害予測
- ・ 災害警備計画及び初動措置要領
- ・ 災害警備用装備資機材の知識
- ・ 通信資機材の知識
- ・ 災害情報の分析及び報告要領

イ 訓練項目

- ・ 要員の招集及び部隊の編成
- ・ 災害情報の収集・連絡・伝達
- ・ 災害警備用装備資機材の操作
- ・ 車両、警察用航空機、無人航空機、通信資機材等の配備運用
- ・ 警備実施部隊の配備及び支援部隊の派遣
- ・ 災害時の交通規制、放置車両及び道路上の障害物の除去
- ・ 住民等の避難誘導
- ・ 被災者の救出救助
- ・ 被留置者の避難等
- ・ 代替施設への機能移転訓練

(10) 災害警備用物資の備蓄等

関係所属長は、物資の供給が困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料、電池、救急用品その他の災害警備用物資及びマスク、ゴーグル等必要と想定される感染防護資機材について、適切な備蓄及び調達体制の整備による確保措置を講ずるものとする。特に即応部隊については、自活のための最小限度の物資を確保するとともに、車両用燃料の準備等機動力の確保に努めるものとする。

(11) 業務継続性の確保

所属長は、災害時の災害応急対策業務の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、別に定める計画により、業務継続性の確保を図るものとする。

(12) 被留置者への対応

警務部留置管理課長（以下「留置管理課長」という。）及び警察署長は、被留置者の避難、移送等を的確に行うため、非常計画の見直し及び訓練を実施するものとする。また、被留置者の処遇を確保するための設備等の整備に努めるものとする。

2 情報収集及び連絡体制の整備

(1) 情報収集の手段及び方法

ア 関係所属長は、大規模災害発生時に地域部通信指令課長（以下「通信指令課長」という。）又は警備本部からの指令の下に、交番、駐在所、パトカー、白バイ、警察用航空機等の勤務員が直ちに情報収集に当たり、かつ、情報が一元的に集約される体制の確立を図るものとする。

イ 関係所属長は、ヘリコプターテレビシステム、航空機運用総合調整システム（FOCS）、交通監視カメラ等画像情報を収集・連絡するシステムについて積極的な活用を図るものとする。

ウ 関係所属長は、災害時において関係機関等と円滑な連絡を行うとともに、それらが保有する電力、通信等に関する情報の提供を得ることができるよう、平素から協力体制の確立に配慮するものとする。

(2) 情報収集のための事前準備

ア 通信指令課長及び警察署長は、常に通信指令の機能が確保されるよう体制を確保するとともに、災害対応マニュアル等を作成し、災害時の応急対応に備えるものとする。

イ 警備部警備第二課長（以下「警備第二課長」という。）は、警察用航空機が的確に運用できるよう、警察航空隊における体制を確保するとともに、運用マニュアル等を作成し、災害時の応急対応に備えるものとする。

ウ 警備第二課長は、災害時に県民等から広く災害発生情報等が提供されるよう、広報等の取組を進めるものとする。

(3) 被災状況の報告体制の整備

警備第二課長は、大規模災害発生時に、各警察署から逐次報告される死傷者、倒壊家屋等の数の集約とは別に、地域部通信指令課（以下「通信指令課」という。）、警備本部等において、被災地から報告される災害発生直後における警察署員の五感に基づく被害規模に関する情報（以下「生の声情報」という。）及び人的・物的被害に関する情報等に基づいて、直ちに概括的な被害状況（例えば「〇〇市内ではおよそ〇千名が建物の下敷きになっている模様」、「立ってられない程の強い揺れが〇分間続き、警察署の周辺地域では停電が発生している模様」）を把握及び評価し、警察庁等に報告する体制を整備するものとする。

する。

3 情報通信の確保

(1) 通信の確保

関係所属長は、災害発生時の通信確保のため、無線等の不感地帯を把握して解消手段を検討するとともに、情報通信部と緊密に連携し、以下の事項の推進に努めるものとする。

ア 警察通信施設の整備状況、性能等の把握及び無線中継所の機能維持方策の検討

イ 機動警察通信隊との実戦的対応訓練の実施等による事案対処能力の強化

ウ 衛星携帯電話等警察通信施設以外の通信手段の災害発生時における使用の検討

エ 警察施設等の新築、改築時における通信機器等の設置スペースの確保並びに応急用通信機器等の設置方策及び搬送手段の確保

オ 耐震構造及び免震構造の導入等による警察通信施設の耐震性の向上

カ 警察通信施設や非常用電源設備の定期点検の徹底

キ 災害発生時の電力復旧及び燃料の安定供給に資する関係事業者との連携

ク 長期停電等の際、警察通信施設の機能維持のために協力すべき事項の十分な検討

ケ 情報通信システムの障害への具体的対応要領等の作成及び訓練の実施

(2) 情報システムの機能の確保

関係所属長は、災害発生時においても情報システムの機能を確保するため、以下の事項の推進に努めるものとする。

ア 耐震構造、免震構造の導入等による電子計算組織の耐震性の向上

イ 停電時における機能確保のための非常用電源の確保

ウ システム構成の二重化等による電子計算組織の信頼性の向上

エ 重要データ、重要プログラム等のソフトウェアのバックアップ体制の強化

4 交通の確保に関する体制及び施設の整備

(1) 災害時における交通規制計画

交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）は、災害による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路等を確保するための交通規制計画、交通管制センターの運用計画等を策定するものとする。

(2) 交通管制施設及び交通管理体制の整備

交通規制課長は、信号機、交通情報板、交通管制センター等の交通管制施設について耐震性の確保を図るとともに、災害時における広域的な交通管理体制

の整備を図るものとする。また、道路交通機能の確保のため重要となる信号機電源付加装置の整備等の信号機滅灯対策を推進するものとする。

さらに、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間で協力方法、訓練等の協議に努めるものとする。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続等

交通規制課長は、災害時において、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条に基づき岐阜県公安委員会（以下「県公安委員会」という。）が行う緊急通行車両に係る確認事務が円滑に行われるよう検討するとともに、事前届出及び確認制度の整備を図る。また、交通規制課長及び警察署長は、緊急通行車両の確認事務を適切に行うため、職員に対する定期的な教養を行うとともに、同令で定める標章及び証明書を準備しておくものとする。

(4) 運転者の執るべき措置の周知徹底

関係所属長は、災害時に運転者が執るべき措置について、以下の事項を周知徹底するものとする。

ア 車両を運転中の場合には、次の要領により行動すること。

(ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

(イ) 停止後は、カーラジオやSNS等により災害情報及び交通情報を収集し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。

(エ) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

イ 車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動すること。

(ア) 避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

(イ) 避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。

ウ 災対法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、一般車両が同区域等内にある場合は次の措置を執ること。

- (ア) 速やかに車両を次の場所に移動すること。
- ・区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
 - ・道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
- (イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- (ウ) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、運転者が警察官の指示に従わないとき、又は現場にいないために措置を執ることができないときは、警察官が自らその措置を執ることがあること及びやむを得ない限度において、車両を破損することがあること。

5 避難誘導の措置

(1) 避難場所等の周知徹底

関係所属長は、平素の警察活動を通じて、地域住民等に対して災害時の避難場所、避難経路、避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。

(2) 避難行動要支援者等への対応

警察署長は、災害時の適切な避難誘導を行うため、関係機関等と緊密に連携しながら、要配慮者のうち、避難行動要支援者（災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。以下同じ。）その他の災害時に支援が必要な者（以下「避難行動要支援者等」という。）の実態把握等に努めるものとする。

なお、市町村から提供を受けた避難行動要支援者名簿（避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿。以下同じ。）及び個別避難計画（避難行動要支援者について避難支援等を実施するために避難行動要支援者ごとに作成される計画）に記載し、又は記録された情報（以下「名簿等情報」という。）については、保管及び管理を徹底し、名簿等情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずるものとする。

(3) 管理者対策

警察署長は、大型スーパー、駅等多人数の集合する施設の管理者に対して、災害時における誘導要領、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等について必要な助言等に努めるものとする。

(4) 帰宅困難者対策

警察署長は、災害の発生に伴い公共交通機関が運行を停止した場合等には、帰宅困難者の発生が予想されることから、一時退避場所等の実態を把握し、関係機関等と帰宅困難者の誘導方法等について検討するものとする。

(5) 広域的な避難者の受入れに関する調整

関係所属長は、隣接県警察の管轄区域内における災害時の広域的な避難者の受入れに関し、関係機関等と必要な調整を行うものとする。

6 被災者等への情報伝達活動

関係所属長は、災害発生後の経過に応じて、又は発生のおそれがあるとき、被災者等に伝達すべき情報についてあらかじめ整理するものとする。その際、インターネット上の流言飛語等による社会的混乱を防止するとともに、県民等の適切な判断と行動を助けるため、正確かつ的確な情報の伝達に留意するものとする。また、住民等からの問合せ等に対応する体制を整備するとともに、交番等に拡声機を設置するなど情報伝達機能の整備を図るものとする。あわせて、自主防犯組織等を通じた地域安全情報等の伝達のための体制の整備を図るとともに、必要に応じて、ファクシミリ、パソコン、車両等資機材の整備を図るものとする。

7 住民等の防災活動の促進

(1) 防災訓練の実施

関係所属長は、自治体等の主催する総合防災訓練、自衛隊等国の機関と連携した訓練、自主防犯・防災組織、民間企業、ボランティア団体、地域住民等と連携した訓練等を通じて、住民、関係機関等との一体的な災害警備活動の推進に努めるものとする。また、訓練の実施に当たっては、住民等の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟等、災害時に住民が執るべき措置について配慮するものとする。

(2) 各種講習会等を通じた防災知識の普及

関係所属長は、平素から各種講習会、研修会の機会等を通じて地域住民等に対し、ハザードマップ等を活用しながらその危険性を周知するとともに、家庭での安全対策、災害時に執るべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及を図るものとする。また、災害時の家族内の連絡体制の確保を促すものとする。

(3) 避難行動要支援者等に対する配慮

関係所属長は、防災訓練の実施、防災知識の普及等に当たっては、要配慮者とりわけ避難行動要支援者等に十分配慮し、他の避難支援等関係者と連携して避難要領を検討するなど、地域において避難行動要支援者等を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

(4) 企業に対する防災意識の高揚

関係所属長は、管内の企業に対して、各種機会を通じ、地域の防災訓練への参加の呼び掛け、防災に関するアドバイス等に努めるものとする。

8 関係機関との相互連携

関係所属長は、関係機関等との情報共有を図るとともに、必要により協定を締結するなど、相互に連携協力して災害対策に当たるものとする。

9 複合災害対策

関係所属長は、複合災害の発生可能性を踏まえ、様々な複合災害を想定した要員の招集・参集、警備本部の立上げ等の図上訓練や実動訓練を行い、当該訓練の結果を踏まえ、災害ごとの対応計画の見直しを図るものとする。

10 危険箇所の調査

関係所属長は、平素から管轄区域内等の地盤、地質、人口動態、交通実態及び道路、橋りょう、建築物の構造等について実態を把握するほか、人的被害が多発するおそれのある高層建築物、高速道路、石油・高圧ガス等の各種危険物の保管場所、地下施設、海拔ゼロメートル地帯、危険が確認された盛土等については、これらの実態、特にそれぞれの管理体制及び保安施設の具体的状況を把握するものとする。また、これらの実態把握に基づき、各時間帯において災害が発生した場合の人的・物的被害予想を立て、災害発生時に的確な初動措置を執ることができるよう、体制を整備するものとする。

11 重要施設の警戒

関係所属長は、大規模災害発生時において、警戒すべき重要施設をあらかじめ指定し、所要の警戒計画を立てるものとする。

12 ボランティアの受入れのための環境の整備

関係所属長は、被災地における各種犯罪及び事故の未然防止、被災住民等の不安の除去等を行うボランティア関係組織・団体との連携を図るとともに、必要に応じて、これらの活動の中核となる自主防犯・防災組織に対して、可能な範囲で資機材等を提供するものとする。

13 大規模災害警備対策に関する調査及び研究

関係所属長は、以下の事項について調査研究し、大規模災害に係る災害警備活動が的確に行われるように努めるものとする。

- ア 大規模災害に係る社会秩序の維持
- イ 大規模災害に係る交通対策
- ウ 大規模災害に係る避難誘導対策
- エ その他大規模災害警備活動

第2 災害時における措置

1 警備体制

(1) 職員の招集・参集

警察本部長及び所属長は、災害時には速やかに職員を招集・参集させ、警備体制の確立を図るものとする。

職員は、速やかに応招又は参集し、所属長の指揮を受けるものとする。また、招集を受けていない職員にあっても、連絡体制を確立し、以後に招集があった場合に備えて準備をしておくものとする。

(2) 警備本部等の設置

ア 警察本部長及び警察署長は、災害時において、必要があると認めるときは、訓令に基づき警備本部又は警備対策室（以下「警備本部等」という。）を設置するものとする。

イ 警察本部長が設置する警備本部等は、岐阜県警察警備本部（以下「県警備本部」という。）及び岐阜県警察警備対策室（以下「県警備対策室」という。）とし、県警備本部は甲号警備本部と乙号警備本部に区分する。その設置基準は別表1のとおりとする。

警察署長が設置する警備本部等は、警察署警備本部（以下「署警備本部」という。）及び警察署警備対策室（以下「署警備対策室」という。）とし、その設置基準は県警備本部及び県警備対策室（以下「県警備本部等」という。）に準ずるものとする。

ウ 県警備本部等の構成及び任務は、甲号警備本部にあつては別表2、乙号警備本部にあつては別表3、県警備対策室にあつては別表4のとおりとする。

署警備本部及び署警備対策室の構成及び任務は、県警備本部等に準ずるものとする。

エ 県警備本部長及び県警備対策室長並びに署警備本部長及び署警備対策室長は、災害の態様、規模、被害状況等により、これらと異なる構成とすることができる。

(3) 警備部隊の編成

ア 警備本部に警備部隊を編成するものとする。

イ 県警備本部の警備部隊は1号体制と2号体制に区分し、その編成及び任務は、1号体制にあつては別表5、2号体制にあつては別表6のとおりとする。

ウ 県警備本部の警備部隊は、甲号警備本部にあつては1号体制又は2号体制、乙号警備本部にあつては2号体制とする。

エ 県警備本部長は災害の態様、規模、被害状況等により、これらと異なる構成とすることができる。

オ 警察署長は、警察本部に準じて警察署警備部隊を編成し、自署管内の災害警備活動を実施するものとする。ただし、広域緊急援助隊員、緊急災害警備隊員及び女性隊員にあっては県警備本部警備部隊等で運用し、方面別機動隊員にあっては警察本部長が招集した場合は同様とする。

(4) 他の都道府県警察への援助の要求等

警察本部長は、被害の規模により他の都道府県警察の援助の必要があると認める場合には、県公安委員会に報告し、所要の手続を執るものとする。ただし、緊急を要する広域緊急援助隊、航空機等の援助要求に関しては、警察本部長が県公安委員会の名において決裁処理することができる。

また、県外において大規模災害の発生を認知した時は、速やかに支援体制を確立するものとする。

2 情報の収集及び連絡

(1) 災害認知時の措置

警備第二課長は、災害を認知したときは、警察本部長に速報して指揮を受けるとともに、災害による人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握し、その時点で判明した事項を警察庁等に速報するものとする。また、二次災害についても同様に把握し、報告するものとする。

情報の収集に当たっては、警備第二課長、通信指令課長及び管轄警察署長は相互に連絡を密にするものとする。

(2) 多様な手段による情報収集等

ア 関係所属長は、被災者の安全確保等に資するべく、交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員を生の声情報や人的・物的被害等の被災状況及び交通状況等の情報収集に当たらせることとする。その際、情報収集活動に専従するための私服部隊の投入、自動二輪車等の活用等についても配慮するものとする。

イ 県警備本部長は、夜間、荒天時等格別の事情のある場合を除き、航空機運用総合調整システム（FOCS）を活用して、警察用航空機による上空からの被害情報の収集や無人航空機を活用した被害情報の収集を行うものとする。

(3) 警察庁等への報告等

ア 大規模災害の発生を認知した通信指令課長は、警備第二課長に連絡の上、警察庁等に対して災害発生についての即報が適切に行われるよう、徹底を図るものとする。

イ 県警備本部長は、各警察署から逐次報告される死傷者、倒壊家屋等の数の集約とは別に、通信指令課、県警備本部等において、被災地から報告される生の声情報及び人的・物的被害等に関する情報に基づいて、直ちに概括的な被害状況を把握及び評価し、警察庁等に報告するものとする。

ウ 県警備本部長は、警察庁等に対してヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等の画像情報を連絡するものとする。

(4) 災害情報の報告等

ア 職員は、災害を認知したときは、ちゅうちょすることなく通信指令課長、所属長等に速報するものとする。とりわけ、緊急の措置を必要とする情報については、飛び越え報告をするなどして、認知した災害情報が迅速に活用されるよう努めるものとする。

イ 所属長は、災害を認知したときは、断片的であっても、警備第二課長及び通信指令課長に速報するものとする。

ウ 県警備本部長及び署警備本部長は、県及び市町村の災害対策本部等へ職員を派遣して必要な連絡調整・情報共有に配慮するものとする。

エ 署警備本部長は、災害警備実施状況について、無線、電話、ファクシミリその他適切な手段により県警備本部長に報告するものとする。

3 救出救助活動

(1) 機動隊等の出動

県警備本部長は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を被災警察署等に出動させるものとする。その際、災害発生当初の72時間は、救出救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、救出救助活動に人員、資機材等を重点的に配分するものとする。とりわけ、高層建築物、高速道路等において被害が発生した場合には、高度な救出救助能力を有する広域緊急援助隊員等を迅速に投入するものとする。

救出救助に当たる際は、冷静沈着に行動し、装備資機材を有効に活用するなど慎重を期し、最も安全かつ確実な方法で活動するものとする。

(2) 関係機関との協力・調整

県警備本部長は、必要に応じて、消防、自衛隊等防災関係機関と合同調整所を設置し、警察庁から警察庁災害対応指揮支援チーム（D－SUT）が派遣された場合にはその支援を受けつつ、活動エリア・内容・手順、情報通信手段

等について、それぞれの部隊間の情報共有及び活動区域や任務の調整等を行うとともに、必要に応じて部隊間の相互協力を行うものとする。また、災害現場で活動する緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

(3) 航空機の運用調整等

県警備本部長は、航空機を最も有効適切に活用するため県の災害対策本部内に設置される航空機の運用を調整する部署（ヘリ統制チーム）と連携の上、警察庁からD-SUTが派遣された場合にはその支援を受けつつ、消防、自衛隊等防災関係機関と航空機の活動区域や任務の調整等を行うものとする。なお、調整に当たっては、航空機運用総合調整システム（FOCS）を活用するものとする。

(4) 警察署における救出救助支援活動

署警備本部長は、自署員、支援機動隊員、広域緊急援助隊員等により救出救助部隊を速やかに編成し、管轄区域内の被災状況を踏まえながら当該救出救助部隊の担当区域を決定するものとする。また、消防、自衛隊等防災関係機関と随時、搜索区割り等の調整を行い、現場活動が円滑に行われるよう配慮するものとする。

(5) 感染症対策

県警備本部長及び署警備本部長は、救出救助活動等に際して、必要に応じ、マスク、ゴーグル等感染防護資機材を活用し、感染症対策を徹底するものとする。

4 避難の指示、誘導等

(1) 避難の指示等

ア 警察官は、災害時において、管内の市町村長が避難の指示等を発令したときは、関係機関等と連携協力して避難の広報を行うものとする。

また、市町村長が当該措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、災対法第61条第1項に基づき避難のための立退きを指示するものとする。この場合、直ちに市町村長に通知しなければならない。

イ 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、特に急を要する場合は、危害を受けるおそれがある者に対し、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条に基づきその場の危害を回避させるために必要な限度でこれを引き留め、又は避難させる

ことができる。この措置を執った場合、順序を経て県公安委員会に報告しなければならない。

(2) 避難の指示及び避難誘導時における留意事項

ア 避難の指示

- ・ 避難対象地域、避難先、避難経路、避難の指示の理由その他必要な事項を明らかにして行うこと。
- ・ 避難の指示を出す場合は、市町村職員、消防団員等と協力して、拡声器等の利用により、直接住民に対して口頭で行うとともに、各自治体の避難放送を活用するなど、避難指示内容の伝達に徹底を期すること。
- ・ 事態を軽視し、家財に執着して避難に応じない者等に対しては、危険の度合いを勘案し、事案の軽重に応じた措置を講ずること。

イ 避難誘導

- ・ 避難経路は、市町村等と緊密な連携の下、被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上で、できる限り安全な避難経路を選定して避難誘導を行うこと。
- ・ 高齢者、障がい者等の要配慮者については、可能な限り車両等を活用した避難を行うなど、対象に配慮した誘導に努めること。また、市町村から提供を受けた名簿等情報を効果的に活用すること。
- ・ 迅速かつ安全に避難できるよう、必要により交通規制、立ち入り禁止措置等を行い避難路の通行の確保に努めること。
- ・ 警察署に一時的に受け入れた避難住民については、市町村等の避難所の整備が整った段階で当該避難所に適切に誘導すること。
- ・ 鉄道の途絶、道路の寸断等により、駅、大規模集客施設等に帰宅困難者が滞留し危険と認めるときは、施設管理者、関係機関等と連携協力の上、入場規制等の措置を講ずるとともに、避難所等に誘導すること。
- ・ 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し留置管理課長に報告の上これを的確に実施すること。
- ・ 立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合には、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所への退避その他の緊急に安全を確保するための措置を考慮すること。

5 警戒区域の設定

警察官は、災害時において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認める場合で、市町村長若しくはその委任を受けて市町村長の

職権を行う市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、災対法第63条第2項に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。この職権を行った場合、その旨を直ちに市町村長に通知しなければならない。

6 行方不明者等の捜索

県警備本部長及び署警備本部長は、行方不明者、安否不明者等について、迅速かつ的確に捜索を実施する。捜索に当たっては、合同調整所等において、消防、自衛隊等防災関係機関の現場責任者と随時、捜索区割り等現場活動に関する調整を行い、捜索活動が円滑に行われるように配慮するものとする。

7 死体の取扱い、身元確認等

県警備本部長及び署警備本部長は、検視及び死体調査の要員・場所等の確保、遺体の身元確認に資する資料の収集及び確保に当たるとともに、関係自治体、医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な検視、死体調査、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等に努めるものとする。また、警察本部長は、他の都道府県警察の支援が必要な場合は、県公安委員会に報告し、所要の手続を講ずるものとする。

8 二次災害の防止

署警備本部長は、災害警備活動等において、二次災害のおそれのある危険場所等を把握するため調査要員を指定するとともに、危険場所等を認知した場合は、県警備本部長に報告するとともに、市町村災害対策本部等に連絡し、避難指示等の発令を促すものとする。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確立するものとする。

9 危険箇所等における避難誘導等の措置

県警備本部長及び署警備本部長は、大規模災害発生時に、危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の危険箇所に対し、速やかに、大規模な火災、有害物質の漏えい、爆発等の発生の有無の調査を行うものとする。また、当該施設等の管理者等から二次災害の発生のおそれのある旨通報を受けた場合は、施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置を執るものとする。

10 社会秩序の維持

県警備本部長及び署警備本部長は、社会秩序の維持のため、以下の事項の推進に努めるものとする。

(1) 警戒活動の強化

被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内等での女性や子供等に対する性暴力・DVやトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行うものとする。

(2) 各種犯罪の取締り

被災地において発生することが予想される窃盗犯、粗暴犯、知能犯のほか、悪質商法等の生活経済事犯、暴力団による民事介入暴力等各種犯罪の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努めるものとする。

(3) 社会的混乱の抑制

被災地に限らず、災害に便乗した犯罪被害の防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民等に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。

(4) 自主防犯組織等との連携

地域の自主防犯組織、自主防災組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談については、親身に対応し、住民等の不安の軽減に努めるものとする。

11 緊急交通路の確保等

(1) 交通状況の把握

県警備本部長及び署警備本部長は、道路管理者等と緊密な連携を保ちながら、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路及び交通状況を迅速に把握するものとする。

(2) 交通規制の実施

県警備本部長及び署警備本部長は、以下の点に留意して緊急交通路を確保するものとする。

ア 災害時において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たるものとする。

イ 緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に配慮して行うものとする。また、被災地への流入車両等を抑制するため必要があるときは、被災地域周辺の他県警察と調整して周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

ウ 災害発生後の被災地の状況等に応じて、応急復旧のための人員及び資機材輸送の必要性に配慮するなど、被害の状況、緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行うものとする。

(3) 輸送対象の想定

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね以下のとおりとする。

ア 第1段階

- ・救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
- ・消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ・政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害応急対策に必要な人員及び物資
- ・医療機関へ搬送する負傷者等
- ・緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階

- ・アの継続
- ・食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ・傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ・輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階

- ・イの継続
- ・災害復旧に必要な人員及び物資
- ・生活必需品

(4) 信号機の滅灯対策

県警備本部長及び署警備本部長は、災害による停電のため、信号機の滅灯、信号柱の倒壊等によりその機能が停止した場合は、速やかにその状況等を把握し、発動発電機による電源の回復、警察官による交通規制等を実施して交通の安全及び円滑を図るものとする。

(5) 交通規制の周知徹底

県警備本部長及び署警備本部長は、交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図るものとする。

(6) その他緊急交通路確保のための措置

ア 交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用するものとする。

イ 放置車両の撤去等

緊急交通路を確保するため必要な場合には、道路管理者等との連携による放置車両等の撤去等を行うものとする。

ウ 運転者等に対する措置命令

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行うものとする。

命ぜられた相手方が当該措置を執らないとき、又は現場にいないため命ぜることができないときは、災対法第76条の3第2項の規定により自ら当該措置を執ること及びやむを得ない限度で自ら車両等を破損することができ。この措置を執った場合、直ちに管轄警察署長に報告しなければならない。

エ 障害物の除去

緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関、自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置を執るものとする。

オ 道路管理者への要請

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するため、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(7) 関係機関等との連携

県警備本部長及び署警備本部長は、交通規制に当たっては、道路管理者、防災担当部局等と相互に密接な連携を保つものとする。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき交通誘導の実施等を要請するものとする。

12 被災者等への情報伝達活動

(1) 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施

県警備本部長及び署警備本部長は、被災者等のニーズを十分把握し、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用するなどして、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等の適切な伝達に努めるものとする。

なお、その際、インターネット上の流言飛語等による社会的混乱を防止するとともに、県民等の適切な判断と行動を助けるため、正確かつ的確な情報の伝達に留意するほか、避難行動要支援者等に応じた伝達手段に配慮するものとする。

(2) 相談活動の実施

ア 県警備本部長及び署警備本部長は、災害発生時には、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者の相談窓口や相談電話の設置等に努めるものとする。その際、行方不明者数については市町村が把握することとされており、安否確認のため市町村において把握している避難者情報等を活用する必要があることから、行方不明者に係る相談について、市町村との情報共有を図るものとする。ただし、市町村においては、安否の確認がとれていないことのみでは、行方不明者として計上しないことに留意する。

イ 県警備本部長及び署警備本部長は、避難所等に避難している被災者の不安を和らげるため、避難所への警察官の立ち寄り等による相談活動を推進するなど避難所等における親身な活動を推進するものとする。

(3) 多様な手段による情報伝達

県警備本部長及び署警備本部長は、地域に密着した活動等を通じ、住民の避難先、救援物資の配布場所等の地域住民等の生活に必要な情報の収集に努めるとともに、それらの情報や犯罪被害防止の注意喚起等の地域安全情報を広報紙、ホームページ、メール等多様な手段により幅広く伝達するものとする。

13 保安措置

(1) 銃砲刀剣類に対する措置

県警備本部長及び署警備本部長は、被災地において所持許可を受けた銃砲刀剣類の所在を早期に確認するとともに、所在不明の銃砲刀剣類を早急に回収するよう努めるものとする。

また、被災により銃砲刀剣類を適正に保管できなくなった者に対して保管委託を促し、又は仮領置若しくは一時保管の措置を執るものとする。

(2) 危険物施設等に対する措置

県警備本部長及び署警備本部長は、関係行政機関、事業所等と連携し、石油貯蔵所等の危険物施設の被害状況及び危険物の保管状況を早期に把握し、危険物施設による被害の未然防止又は拡大防止の措置を執るものとする。

14 報道対応

県警備本部長及び署警備本部長は、警備本部等における報道対応窓口を一本化し、責任ある報道対応をするものとする。報道発表等に当たっては、警察庁等及び関係自治体と密接に連絡を取り、必要に応じ調整を図るものとする。

15 情報システムに関する措置

警備本部長及び署警備本部長は、災害発生後においても情報システムの機能を確保するため以下の措置を執るものとする。

(1) 電子計算組織の機能回復

災害発生後、速やかに情報システムの機能の確認を行うとともに、障害が生じた電子計算組織の機能の回復を図るものとする。

(2) 災害警備活動に必要な情報の共有

災害警備活動に必要な情報を共有するため、既存のデータベースを活用するなどの措置を執るものとする。

16 情報の保全等

県警備本部長及び署警備本部長は、警察施設の倒壊等に伴う警察情報の流出、拳銃、給貸与品の滅失等防止に配慮するとともに、状況により警戒員を配置するなど必要と認める措置を講ずるものとする。

17 関係機関等との相互連携

県警備本部長及び署警備本部長は、関係機関等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

18 自発的支援の受入れ

(1) 自主防犯組織等への支援

県警備本部長及び署警備本部長は、自主防犯組織等の関係組織及び団体との連携を図り、被災地における各種犯罪及び事故の未然防止、被災住民等の不安の除去等の活動が円滑に行われるよう必要な支援を行うものとする。

(2) 海外からの支援の受入れ

県警備本部長は、警察庁等を通じて海外からの支援の受入れの連絡を受けた場合には、当該支援活動が円滑に行われるよう、警察庁等、県、市町村その他の関係機関等と連絡を取りつつ、必要な措置を講ずるものとする。

第3 災害復旧・復興

1 警察施設の復旧

関係所属長は、警察施設の復旧については、その重要性に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図ることとする。

2 暴力団排除活動の徹底

関係所属長は、復旧・復興事業への暴力団等の介入を阻止するため、暴力団等の動向把握と取締りに努めるとともに、関係行政機関、被災自治体、業界団体等に必要な働き掛けを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

3 交通規制の実施

関係所属長は、円滑な災害復旧・復興を図るため、交通状況、道路状況等を考慮し、輸送需要を踏まえ、適切な交通規制等を行うこととする。

第3章 南海トラフ地震に係る措置

第1 先発地震発生時に執るべき措置

南海トラフ沿いの想定震源域及びその周辺で速報的な評価でマグニチュード6.8以上の地震（以下「先発地震」という。）が発生した場合、第2章第2の措置を執ることとする。

第2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）を受けた場合における災害応急対策に係る措置

警察本部長は南海トラフ地震臨時情報（調査中）（南海トラフ沿いの想定震源域及びその周辺で速報的な評価でマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合等に発表される情報をいう。以下同じ。）を受けた場合は、直ちに警戒体制をとり、第2章第2の1の（2）に定める県警備対策室を設置するものとする。

また、警察署長は、警察本部の体制に準じ必要な警戒体制を執るものとする。

第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を受けた場合における災害応急対策に係る措置

1 警備本部の設置

警察本部長及び警察署長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）（南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合に発表される情報をいう。以下同じ。）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上かつマグニチュード8.0未満の地震が発生したと評価した場合等に発表される情報をいう。以下同じ。）（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）を受けた場合は、第2章第2の1の（2）に定める警備本部を設置し、第2章第2の1の（3）に定める部隊の編成等所要の措置を執るものとする。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等

(1) 情報の収集・伝達

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等に関する情報等の伝達

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等に関する情報等の伝達については、県警備本部から署警備本部へ伝達するものとする。

(イ) 県警備本部長及び署警備本部長は、県知事が行う市町村長等への南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達については、実態に応じ、伝達が迅速かつ的確に行われるよう、可能な限り協力するものとする。

(ウ) 県警備本部長及び署警備本部長は、市町村長が行う地域住民等への南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達については、実態に応じ、

伝達が短時間内に正確かつ広範に行われるよう、可能な限り協力するものとする。

イ 各種情報の収集・伝達

県警備本部長は、各種情報の収集・伝達について、管轄区域内における諸般の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、警察庁及び南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）を管轄する都府県警察と以下に定める事項について情報の収集・伝達をするものとする。

- (ア) 警備体制の確立状況
- (イ) 住民等の反応と避難等の状況
- (ウ) 主要幹線道路等の交通の状況
- (エ) 特異事案の発生状況と今後の見通し
- (オ) 交通対策、警備対策等警察措置の実施状況
- (カ) 関係機関の対策の実施状況

ウ 県の災害対策本部との連絡等

- (ア) 県警備本部長は、県に災害対策本部が設置された場合には、県警察における地震防災応急対策に係る措置の実施状況等について、必要に応じ連絡するものとする。
- (イ) 県警備本部長は、地震防災応急対策に係る措置の迅速かつ的確な実施を図るため、県の災害対策本部以外の関係機関等へも可能な範囲において積極的に行うものとする。

(2) 住民等への情報伝達活動

住民等への情報伝達活動は、民心の安定を図るとともに混乱の発生を防止し、地震防災応急対策に係る措置が迅速かつ的確に行われるよう、おおむね以下に定めるところにより積極的に情報伝達を行うものとする。

ア 情報伝達活動の重点

県警備本部長及び署警備本部長は、住民等へ以下に掲げる事項を重点として、情報伝達活動を実施するものとする。

- (ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等に関する情報の内容等に関する情報
- (イ) 車両運転の自粛と運転者の執るべき措置
- (ウ) 交通の状況と交通規制の実施状況
- (エ) 犯罪予防等のために住民等が執るべき措置
- (オ) その他混乱防止のために必要な情報

イ 情報伝達活動の実施方法

県警備本部長及び署警備本部長は、住民等への迅速かつ的確な情報伝達活動を実施するため、関係機関等との連絡を密にして、おおむね以下の方法により反復して行うものとする。

- (ア) 交番、駐在所、パトカー等の勤務員の活用
- (イ) ビラ、チラシの配布及び横断幕、立看板等の掲出
- (ウ) インターネット、SNS等の活用
- (エ) 地域の各種施設等との間で構築しているネットワークの活用
- (オ) 新聞、テレビ、ラジオ等マスメディアに対する積極的協力要請
- (カ) 防犯協会等自主防犯組織との連携
- (キ) 交通情報板等の活用

3 社会秩序の維持

県警備本部長及び署警備本部長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等に伴う混乱の防止並びに犯罪の予防及び取締りのため、おおむね以下に定めるところにより社会秩序の維持に当たるものとする。

(1) 避難に伴う混乱等の防止

避難に伴う混乱等の防止に関しては、避難が的確に行われるよう関係機関等と密接な連携を図り、混乱防止のための具体的方策について、あらかじめ検討するものとする。

この場合において、住民等の節度ある行動により、避難が的確に行われるよう、平素から住民等に対し、積極的な広報等を行うものとする。

(2) 不法事案等の予防及び取締り

不法事案等の予防及び取締りに当たっては、住民等の不安を軽減し混乱の発生を防止するため、悪質商法等の生活経済事犯、知能犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等生活に密着した犯罪の予防及び取締りに重点を置くほか、住民等のい集地における混乱の発生防止、流言飛語の防止等の活動を積極的に行うものとする。

(3) 避難場所、警戒区域、重要施設等の警戒

避難場所、警戒区域、重要施設等の警戒活動の実施に当たっては、警戒従事員の配置箇所、装備資機材の活用、関係機関等との密接な連携等に配慮して効率的な活動の実施に努めるものとする。

この場合において、警戒対象の特性に応じ、関係機関等との協力に基づく的確な対応が実施されるよう、事前に必要な措置を講じるものとする。

(4) 住民等による地域安全活動

ア 地域安全活動については、特に地域住民の積極的な協力が必要であるので、

平素から関係機関等との密接な連携により自主防犯組織の育成強化を図り、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においては、当該組織が効果的に活動できるようその支援に努めるものとする。

イ 会社、事業所等については、平素から管理者との連携を図り、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においては、施設管理者、従業員、警備員等による自主防犯活動が積極的に行われるように努めるものとする。

4 交通対策

県警備本部長及び署警備本部長は、交通対策について、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の避難の円滑と緊急輸送を確保するため、以下のとおり実施するものとする。

(1) 交通規制

ア 広域的な交通対策の観点から次の事項を基本として、あらかじめ策定された南海トラフ地震発生時の交通規制計画（以下「交通規制計画」という。）に基づき、交通規制を実施するものとする。

(ア) 事前避難対象地域内での一般車両の走行は極力抑制するものとする。

(イ) 事前避難対象地域への一般車両の流入は極力制限するものとする。

(ウ) 事前避難対象地域外への一般車両の流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しないものとする。

(エ) 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るものとする。

(オ) 高速自動車国道及び自動車専用道路については、一般車両の事前避難対象地域への流入を制限するとともに、推進地域内におけるインターチェンジ等からの流入を制限するものとする。

イ 交通規制計画の策定に当たっては、以下に掲げる道路について、避難計画、緊急輸送ルート計画、道路啓開計画及び隣接する県警察等の交通規制計画と整合性のとれた規制計画を定め、事前の周知を講じるものとする。

(ア) 緊急交通路、避難路その他の防災上重要な幹線道路

(イ) 高速道路（インターチェンジについては個々のインターチェンジごと）

(ウ) 広域的な避難場所等防災上重要な施設の周辺道路

(エ) 津波の来襲、崖崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路

(オ) 石油施設等災害発生時に重大な火災の発生が予想される施設の周辺道路

(カ) その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路

(2) 運転者への周知活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表されたときにおける運転者が執るべき措置について、以下の事項を周知徹底するものとする。

ア 車両を運転中に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表されたとき

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表されたことを知ったときは、カーラジオやSNS等により継続して地震情報及び交通情報を収集し、その情報に応じて行動すること。

(イ) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

イ 車両を運転中以外の場合に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表されたとき津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

(3) 緊急通行車両の確認

災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条第1項の規定に基づく県公安委員会の行う緊急通行車両の確認は、以下の要領によるものとする。

ア 緊急通行車両の確認の手続は、警察本部、警察署のほか、交通検問所等の検問箇所において実施するものとする。

イ 警察本部においては、緊急輸送需要をあらかじめ把握し、かつ南海トラフ地震臨時情報等発表時の交通検問所等現場における確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両について当該車両を使用する者からあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両等事前届出済証を交付するなど、緊急通行車両確認手続の事前届出制度について周知を図るものとする。

(4) 関連対策

南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合における交通規制の円滑な実施を図るため、特に以下に定める事項を講じるものとする。

ア 避難路及び緊急交通路確保のための一般車両の使用の抑制についての関係機関等に対する協力依頼

イ 運転者等への交通情報の伝達を迅速かつ的確に実施するための報道機関、日本道路交通情報センター等との密接な連携の確保

ウ 総合的交通対策実施のためのバス、鉄道等公共交通機関の運行についての関係機関等との連絡調整

- エ 避難路、緊急輸送路、避難場所及び防災上重要な施設の周辺道路における
駐車禁止規制の実効の確保並びに違法な道路使用及び放置物件の排除
- オ 警備業者等との支援協定等に基づく交通誘導の実施等に関する要請

5 警察施設等の点検及び整備

県警備本部長及び署警備本部長は、警察施設等の点検及び整備について、警察庁舎、警察通信施設、交通管制施設等の被災の防止と応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、おおむね以下の措置を執るものとする。

(1) 警察庁舎の防護措置

- ア 被災防止のための庁舎の点検及び整備
- イ 火気等の点検及び防火措置
- ウ 施設内各種機器の転倒、破損防止措置
- エ 発動発電機等非常用電源設備の点検及び整備
- オ その他庁舎内の被災防止措置

(2) 警察通信施設の機能維持のための措置

- ア 警察通信施設の定期点検の徹底
- イ 保守用物品の十分な整備
- ウ その他警察通信施設の被災防止措置

(3) 交通安全施設等の機能の確保措置

- ア 信号機用非常電源の配備体制の確保措置及び特別点検の実施
- イ 倒壊、破損時の緊急復旧体制の確保措置
- ウ 交通対策用機材の配分体制の確保措置

6 災害応急対策を執るべき期間

県警備本部長及び署警備本部長が災害応急対策を執るべき期間については、以下のとおりとする。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が対象とする後発地震に対しては、推進地域において、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間、本章に定める措置（以下「後発地震に対して警戒する措置」という。）を執るものとする。

なお、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間を経過した後は、後発地震に対して警戒する措置のうち、事前避難対象地域における地域住民等の避難及び安全確保に係る措置は原則として解除するものとし、情報収集・連絡体制の確認及び施設・装備資機材等の点検等の措置（以下「後発地震に対して注意する措置」という。）

については、引き続き、更に1週間継続して執るものとする。なお、当該期間を経過した後は、当該措置は原則解除するものとする。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震に対しては、推進地域において、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50キロメートル程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生した場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面でゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの間、後発地震に対して注意する措置を執るものとする。

また、当該期間を経過した後は、当該措置は原則として解除するものとする。

第4 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

警察本部長は、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）（気象庁による南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表後、同庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等のいずれにも該当しない現象と評価する旨の情報をいう。）が発表された場合には、引き続き警戒体制を執るものとする。ただし、既に先発地震を受けた非常体制がとられ、警備本部等が設置されている場合は、この限りではない。

また、警察署長は、警察本部の体制に準じ、警戒体制を執るものとする。

第5 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

1 緊急に整備すべき施設等の整備

関係所属長は、南海トラフ法第5条第1項1号に定める関係機関等が行う地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関して、警察の実施する地震防災応急対策及び災害応急対策を効果的に推進し得るよう、平素から関係機関等との緊密な連携を保持して、その調整に配慮するものとする。

2 地震防災対策実施上必要な災害警備用装備資機材の整備充実

関係所属長は災害警備活動の迅速かつ的確な実施を図るため、災害警備用装備資機材の整備充実に努めるものとする。

第6 南海トラフ地震に係る防災訓練

1 訓練の実施

関係所属長は、地震防災応急対策の迅速かつ的確な実施と防災意識の高揚を図るため、南海トラフ地震に係る防災訓練を毎年1回以上実施するものとする。

2 訓練の内容

訓練は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の発表に伴う情報伝達、地震防災応急対策及び災害発生後の災害応急対応に係るものを内容として行うものとする。

第7 関係者との連携協力の確保

警察本部長及び警察署長は、応急対策を実施する上で関係機関等の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前に協定を締結し、その他の手続上の措置についてもあらかじめ定めるものとする。

第8 地震防災上必要な教養等

1 職員に対する教養

所属長は職員に対し、おおむね以下に定める事項について計画的に教養を実施するものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき執られる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震及び津波に関する知識
- (3) 地震に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に執るべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に各職員が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震に係る地震防災に関する知識
- (7) 災害活動要領
- (8) 南海トラフ地震対策として今後取り組むべき課題

2 住民等に対する防災知識の普及

関係所属長は、関係機関等と積極的に連携し、おおむね以下に定める事項について住民等に対し、防災知識の普及を図るものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき執られる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震及び津波に関する知識

- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び地震が発生した場合に住民、運転者等の執るべき措置
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の正確な情報入手の方法
- (6) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合に講じる地震防災応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- (8) 住民等が平素から実施すべき対策の内容

第4章 その他の自然災害対策

風水害対策、火山災害対策及び雪害対策に関し、県警察が執るべき措置については、第2章に定めるもののほか、本章において定める。

第1 風水害対策

1 住民の防災活動の促進

(1) 避難誘導対策

ア 避難路等の周知

関係所属長は、平素から各種講習会、研修会の場合等を通じて、風水害被害（河川下流の津波が遡上し、堤防の決壊等による水害を含む。以下同じ。）の防止や軽減の観点から早期避難に対する住民等の理解と協力を得るとともに、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するものとする。また、多数の利用者が集合する施設等においては、その利用者等に対して、施設管理者と連携して、避難場所、避難路等について分かりやすく周知するものとする。

イ 土砂災害警戒区域等の周知

警察署長は、ミニ広報紙等を通じ、地域住民等に対して土砂災害警戒区域や風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合の行動マニュアル等について分かりやすく示すものとする。

(2) 防災知識の普及

関係所属長は、被害の防止・軽減の観点から、地域住民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動を執ること及び早期避難の重要性を住民に周知し、地域住民の理解と協力を得るものとする。

(3) 防災訓練等の実施

関係所属長は、自治体等の主催する防災訓練等に積極的に参加するものとする。この際、訓練に参加した住民等に対し、風水害警備活動に資する装備、車両又は訓練を展示するなどして、風水害に対する防災意識の向上を図るものとする。

2 警察施設等の災害対策

関係所属長は、水害のおそれのある地域の警察施設等については、非常用電源設備の整備に努めるほか、その設置場所や物資の保存場所を想定浸水深より高い位置とするなど、水害に対する対応力を強化するものとする。

3 災害発生直前の措置

(1) 風水害に関する情報の伝達

警察署長は、被害を及ぼすおそれのある洪水等の状況を把握した場合は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員により、最も適した方法で速やかに情報を伝達するものとする。その際、対象者に漏れなく、かつ、分かりやすい伝達に努めるとともに避難行動要支援者等にも配慮するものとする。

(2) 住民等の避難誘導

警察署長は、風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の警戒活動を行うものとする。また、不特定多数の利用者が集合する施設等については、施設管理者と連携を図りながら警戒活動を行うものとする。

その結果、河川管理者、水防団、消防団等と連携を図りながら住民等に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施するものとする。その際、以下の点に配慮するものとする。

ア 住民等への避難指示等の伝達に当たっては、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用して迅速かつ的確な情報の伝達に努めること。

イ 避難誘導に当たっては、災害の概要、避難場所・避難路、浸水想定区域・土砂災害警戒区域に指定されている事実その他の避難に資する情報の伝達に努めること。

ウ 警察用航空機の活用についても検討し、必要と認められる場合には、県警備本部等に要請すること。

エ 情報の伝達及び避難誘導の実施に当たっては、避難行動要支援者等に十分配慮するように努めること。

(3) 災害未然防止活動

警察署長は、河川管理者が洪水による被害の発生を未然に防止するためダム、せき、水門等の操作を行うに当たり、危害を防止するため必要があると認めるときは、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を通じて住民等に対して広報等を行うものとする。

4 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

管轄警察署長は、浸水被害が発生した地域又は土砂災害の発生の危険性が高いと判断された箇所について、適切な警戒避難措置を講ずるとともに、現場警察官による交通規制を実施するなどして、二次災害の防止に努めるものとする。

第2 火山災害対策

1 火山防災協議会への参画

噴火の可能性が高く、人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として国が指定した地域（以下「警戒地域」）を管轄する関係所属長は、県及び市町村が組織する火山防災協議会における協議に積極的に参画するものとする。

2 情報の伝達及び避難誘導體制の確立

(1) 火山情報等の伝達体制の整備

関係所属長は、関係自治体と連携し、火山の異常な活動を把握した際の情報等を住民等に伝達する体制の整備を図るものとする。

(2) 住民等への周知等

関係所属長は、関係自治体と連携し、平素から避難場所、避難路、噴火警戒レベル等について住民等への周知徹底に努めるものとする。また、関係機関等と連携した災害時の避難誘導に係る訓練を行うものとする。

3 火山災害対策用装備資機材の整備充実等

警戒地域を管轄する関係所属長は、火山性ガス検知器、火山性ガス対応マスク等の火山災害対策用装備資機材の整備充実を努めるものとする。

また、大規模噴火が発生した場合、山麓のみならず都市部を含む遠隔地域においても火山灰等が広範囲に堆積し、火山泥流による被害や、インフラ施設への影響による国民生活や社会経済活動の大きな混乱が生じる可能性があることから、関係所属長は、降灰対策に資する装備資機材の整備充実等必要な対策に努めるものとする。

4 災害発生直前の措置

(1) 火山災害に関する情報の伝達

関係所属長は、気象庁からの臨時火山情報、緊急火山情報等の発表を認知した場合には、交番、駐在所、パトカー等の勤務員等の活用その他多様な手段及び方法により、速やかに住民等に対し、迅速かつ的確に伝達するものとする。

(2) 避難誘導

関係所属長は、火山防災避難計画等により適切な避難誘導を実施し、迅速かつ円滑な警戒避難対策を執るものとする。避難誘導に当たっては、災害の概要、避難場所・避難路の所在その他の避難に資する情報の伝達に努めるものとする。

5 二次災害の防止

関係所属長は、火山噴火による噴出物等が堆積している地域においては、降雨による土石流、融雪による火山泥流等の発生のおそれがあることに十分留意して二次災害の防止に努めるものとする。

6 継続災害への対応

(1) 避難対策

県警備本部長及び署警備本部長は、火山噴火等が長期化した場合には、火山の活動状況を考慮しつつ、気象庁等関係機関から得た火山現象に関する情報を住民等へ的確に伝達するための体制及び状況に応じた警戒避難体制の整備を図るものとする。

(2) 安全確保対策

県警備本部長及び署警備本部長は、火山災害の状況に応じ、火山泥流、土石流への対策等適切な安全確保対策を講ずるものとする。

第3 雪害対策

1 災害に備えての措置

(1) 雪害に強い交通管制施設の整備

交通規制課長は、地域の特殊性を考慮しつつ、信号機、交通情報板、交通管制センター等交通管制施設について雪害に強い施設の整備に配慮するとともに、雪害時の交通管理体制の整備を図るものとする。

(2) 気象状況の情報収集及び伝達

関係所属長は、積雪量等の気象状況等の情報を迅速かつ正確に収集し、住民等へ伝達するための体制を整備するものとする。

(3) 危険箇所の周知徹底

関係所属長は、他の関係機関等と連携して雪崩危険箇所を把握し、住民等への周知徹底に努めるものとする。

(4) 運転者への周知活動

ア 関係所属長は、地域の実情に応じ、各種講習等を通じて、大雪時も含め冬季に運転する際の必要な準備について、車両運転者への周知に努めるものとする。

イ 関係所属長は、立ち往生車両が生じた場合、通行止め規制が解除されるまで車内で待機しようとする運転者に対し、排気ガス（一酸化炭素）による中毒の防止に関する呼び掛けを確実に行うものとする。

(5) 緊急交通路の確保

関係所属長は、緊急交通路の確保に備え、緊急度、重要度等を考慮して、交通規制等を行うものとする。

(6) 道路管理者との調整

関係所属長は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時において、道路管理者による広範囲での計画的・予防的な通行規制等が円滑に実施されるよう、必要に応じて道路管理者と連携協力するものとする。

2 災害時における措置

県警備本部長及び署警備本部長は、道路交通確保対策として、以下の措置を執るものとする。

(1) 交通情報の収集及び提供

道路管理者と連携し、交通情報の収集を行うとともに、交通情報板等により情報提供を行うものとする。

(2) 交通規制の実施

道路管理者と連携し、通行止め等の必要な交通規制を行うものとする。また、必要に応じて隣接県警察と連携し、広域的な交通管制を実施するものとする。

第5章 事故災害対策

水上災害対策、航空災害対策、鉄道災害対策、道路災害対策、原子力災害対策、危険物等災害対策及び火事災害対策に関し、県警察が執るべき措置については、第2章に定めるもののほか、本章において定める。

第1 水上災害対策

1 災害に備えての措置

(1) 関係機関との相互連携

ア 関係所属長は、船舶業者、河川管理者、関係自治体、消防機関を始めとした関係機関等と連携して、水上災害（船舶の衝突、転覆、火災、爆発等による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生又は船舶からの危険物等の大

量流出等による著しい水質汚染、火災、爆発等をいう。以下同じ。)に備えた諸対策に当たるものとする。

イ 関係所属長は、隣接県警察と平素から相互に緊密な協力体制の確立に努めるものとする。

(2) 情報収集・連絡体制の確立

関係所属長は、関係機関等との間における情報の収集及び連絡体制の確立を図るものとする。

(3) 危険物等の大量流出時における活動体制の整備

関係所属長は、水上災害により危険物等が大量に流出した場合に備えて、住民等の避難誘導活動、危険物等の防除活動を行うための体制の整備を図るものとする。

(4) 水上災害警備用装備資機材の整備充実

関係所属長は、水上災害に備え、潜水用具、舟艇、無人航空機等救出救助用装備資機材の点検整備に努めるものとする。

2 災害時における措置

(1) 情報の収集

県警備本部長及び署警備本部長は、水上災害が発生し、又は発生するおそれのある事案を認知した場合には、警察用航空機、舟艇、無人航空機等を活用し、又は付近にいる者等からの聴取により、直ちに被害状況等についての情報収集活動を行うものとする。

(2) 搜索活動及び救出救助活動

県警備本部長及び署警備本部長は、水上災害が発生して遭難者、行方不明者、死傷者等が生じた場合には、関係機関等と連携し、警察用航空機、舟艇、無人航空機等を活用して、迅速な搜索活動及び救出救助活動を実施するものとする。

(3) 危険物等の大量流出時等の措置

ア 警戒監視活動

県警備本部長及び署警備本部長は、危険物等の大量流出等の水上災害が発生した場合、警察用航空機、舟艇、無人航空機等の活用、河岸における警ら活動により、警戒監視活動を行うものとする。

イ 危険物等の大量流出等に対する応急活動

県警備本部長及び署警備本部長は、危険物等の流出等の災害が発生した場合には、関係機関等と緊密に連携し、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域

の警戒、交通規制等を実施するとともに、危険物等の防除活動の支援を行うものとする。

第2 航空災害対策

1 災害に備えての措置

(1) 航空災害応急体制の整備

警察本部長は、航空災害（航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生等をいう。以下同じ。）が発生した場合における警備体制、部隊の編成・運用、職員の招集・参集、情報の収集・連絡、避難誘導、救出体制、交通規制等の初動措置を的確に執ることができるよう、応急体制の整備を図るものとする。

(2) 関係機関との相互連携

関係所属長は、航空関係者、離発着場管理者、消防機関、関係自治体等の関係機関と相互に連携し、航空災害に備えた諸対策に当たるとともに、連絡体制を確立するものとする。

(3) 基礎資料の整備

関係所属長は、航空関係者、離発着場管理者、消防機関、関係自治体等の関係機関の協力を得て、離発着場における航空災害の発生に備え、当該施設、航路、運航航空機の種別等に関する資料の収集整備に努めるものとする。

2 行方不明航空機の搜索活動

関係所属長は、航空機の行方が不明になるなど航空災害発生のおそれがある場合は、多様な手段及び方法により情報収集に当たるとともに、警察用航空機、無人航空機等を活用して搜索活動に当たるものとする。

3 災害時における措置

(1) 情報の収集

県警備本部長及び署警備本部長は、航空災害が発生した場合においては、県警備本部長は警察用航空機、無人航空機等を、署警備本部長は警察署員を直ちに墜落現場に急行させ、情報収集活動を行うものとする。また、墜落現場が山間へき地等の場合には、現場の地形、周辺の道路状況、現場に至る行程、気象状況等の情報も迅速に収集するものとする。

(2) 救出救助活動

航空災害が発生した場合、県警備本部長及び署警備本部長は、関係機関と緊密に連携し、乗客、乗務員等の救出救助活動を迅速に行うものとする。航空機の墜落現場の搜索に当たっては、広範囲にこれを行い、生存者等の迅速な発見に努めるものとする。

(3) 立入禁止区域の設定等

県警備本部長及び署警備本部長は、航空機が人家密集地域へ墜落した場合で、その他被害が拡大するおそれがある場合には、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行うものとする。

第3 鉄道災害対策

1 災害に備えての措置

(1) 関係機関との相互連携

関係所属長は、鉄軌道事業者等と相互に連携し、鉄道災害（鉄軌道における列車の衝突、脱線による多数の死傷者等の発生等をいう。以下同じ。）に備えた諸対策に当たるものとする。

(2) 連絡体制の確立

関係所属長は、鉄道及び軌道上並びにその直近で落石、土砂崩れ等の異常が発見された場合における鉄軌道事業者等との連絡体制の確立を図るものとする。

(3) 防災訓練の実施

関係所属長は、鉄軌道事業者等と相互に連携し、鉄道災害を想定した実践的な防災訓練の実施に努めるものとする。

2 災害時における措置

(1) 救出救助活動

鉄道災害が発生した場合において、県警備本部長は機動隊員、広域緊急援助隊員等を、署警備本部長は警察署員を直ちに出勤させ、乗客、乗務員等の救出救助活動を迅速に行うものとする。この場合、負傷程度が重い者、要配慮者等の救出救助を優先して行うものとする。

(2) 立入禁止区域の設定等

県警備本部長及び署警備本部長は、脱線した鉄軌道車両が高架から人家密集地域や道路に転落するおそれがある場合その他被害が拡大するおそれがある場合等においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行うものとする。

3 二次災害の防止

県警備本部長及び署警備本部長は、鉄道災害現場における搜索、救出救助活動等に当たっては、鉄軌道事業者等と連携し、後続車両の衝突等の二次災害の防止措置を確実に行うものとする。また、鉄軌道上への落石、土砂崩れ等に起因する災害の現場においては、監視員を置くなどの措置を確実に行うものとする。

第4 道路災害対策

1 災害に備えての措置

(1) 関係機関との相互連携

関係所属長は、道路管理者、関係自治体等の関係機関等と連絡体制を確立するとともに、相互に連携し、道路災害（道路の陥没、トンネルの崩落等道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生等をいう。以下同じ。）に備えた諸対策に当たるものとする。

(2) 危険箇所等の把握と関係機関に対する要請

関係所属長は、道路災害を予防するため、平素から山（崖）崩れ危険箇所等の発見及び点検に努め、基礎資料を収集整備するとともに、危険度の高い箇所については、関係機関等に対し、改善・補修の措置の要請を積極的に行うものとする。

(3) 連絡体制等の確立

関係所属長は、道路災害に発展するおそれのある山（崖）崩れなどの災害を認知した場合における関係機関等との連絡体制及び道路管理者等への情報の伝達体制の確立を図るものとする。また、民間企業、報道機関、地域住民等からの情報等、多様な道路災害関連情報の収集体制の整備を図るものとする。

(4) 防災訓練の実施

関係所属長は、道路管理者、関係自治体等と相互に連携し、道路災害の発生を想定した実戦的な訓練の実施に努めるものとする。

2 災害時における措置

(1) 情報の収集

県警備本部長及び署警備本部長は、道路災害が発生した場合においては、直ちに発生地を管轄する職員（高速道路においては交通部高速道路交通警察隊の隊員を含む。次号において同じ。）等を現場に急行させ、目撃者からの情報、関係機関等への問合せ及び現場の状況などにより、災害に巻き込まれた通行人、通行車両等の人的被害の有無について迅速に確認を行うものとする。

(2) 救出救助活動

道路災害が発生し、多数の死傷者等が生じた場合において、県警備本部長は機動隊員、広域緊急援助隊員等を、署警備本部長は警察署員を直ちに出勤させ、救出救助用機材を有効に活用して、迅速に被災者等の救出救助活動に当たるものとする。

(3) 立入禁止区域の設定等

県警備本部長及び署警備本部長は、道路災害が通行量の多い道路において発生した場合その他被害が拡大するおそれがある場合においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、通行者、通行車両等に対する交通規制及び避難誘導を的確に行うものとする。

(4) 危険物の流出に対する応急対策

県警備本部長及び署警備本部長は、道路災害の発生により、タンクローリー車等危険物を運搬中の車両が被災し、危険物が流出した場合には、地域住民等の避難誘導等を実施するほか、危険物の防除活動の支援を行うものとする。

3 二次災害の防止

県警備本部長及び署警備本部長は、道路災害現場における救出救助活動等に当たっては、通行車両の衝突、道路の陥落、山（崖）崩れ等による二次災害の防止のため、監視員を置くなどの措置を確実に行うものとする。

第5 原子力災害対策

1 災害に備えての措置

(1) 関係機関等との相互連携

関係所属長は、関係自治体その他の関係機関、原子力事業者等と相互に連携し、原子力災害（原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。以下同じ。）に備えた諸対策に当たるものとする。

(2) 原子力災害発生時における連絡体制の整備

関係所属長は、原子力災害発生時における原子力事業者等からの情報連絡体制に関し、相互の連絡担当者及び連絡責任者を具体的に定めるとともに、連絡を受けた場合の部内での連絡体制の整備を図るものとする。

(3) 警備体制の整備

関係所属長は、原子力災害に関する初動活動を迅速かつ的確に行うため、警備本部の設置、職員の招集及び参集、部隊の編成、配置、運用その他の必要な警備体制について整備を図るものとする。

(4) 教養訓練の実施

所属長は、職員に対し、原子力災害に関する基礎的な知識、被ばく防止、対処要領等について教養を実施するものとする。また、関係所属長は、国、原子力事業者、関係機関等と相互に連携し、具体的な原子力災害を想定した実践的な防災訓練の定期的な実施に努めるものとする。訓練に当たっては、原子力災害を想定した図上訓練、原子力災害関係装備資機材の操作訓練、放射性粉じん用防護服の着脱訓練等を随時行うものとする。

2 災害時における措置

(1) 周辺住民等への情報伝達

県警備本部長及び署警備本部長は、関係自治体と連携を図り、周辺住民等のニーズを十分把握し、周辺住民等に対し、原子力災害の状況、避難方法等に関する情報を正確かつきめ細やかに伝達するものとする。

(2) 避難誘導及び屋内退避の呼び掛け

県警備本部長及び署警備本部長は、関係自治体等と緊密に連携し、周辺住民等に対する避難誘導、屋内退避の呼び掛け等を行うものとする。

(3) 交通規制及び緊急輸送の支援

県警備本部長及び署警備本部長は、被害の状況、緊急度等を考慮して交通規制を実施するとともに、応急対策のための緊急輸送の支援を行うものとする。

(4) 職員の被ばく対策

ア 県警備本部長及び署警備本部長は、職員が、被ばくの可能性がある環境下で、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第26条に規定する緊急事態応急対策又は人命救助等緊急やむを得ない活動に従事する場合の放射線被ばく線量が、次に掲げる限度を超えないように措置を講ずるものとする。

(ア) 男性職員が緊急事態応急対策に従事する場合

5年間の実効線量の限度 100ミリシーベルト

1年間の実効線量の限度 50ミリシーベルト

(イ) 女性職員が緊急事態応急対策に従事する場合

3か月間の実効線量の限度 5ミリシーベルト

（必要により、胎児保護等の観点から適切な配慮を行う。）

(ウ) 人命救助等緊急やむを得ない活動に従事する場合（女性職員を除く。）

活動期間中の実効線量の限度 100ミリシーベルト

イ 県警備本部長及び署警備本部長は、職員の放射線被ばくを防止するため、放射性粉じん用防護服、放射性粉じん用防護マスクその他の防護用機材を有効に活用するとともに、個々の職員の被ばく線量を確実に測定し、それを適切に管理するものとする。

第6 危険物等災害対策

1 災害に備えての措置

(1) 関係機関との相互連携

関係所属長は、関係自治体、消防機関、危険物等の管理者等の関係機関と相互に連携し、危険物等災害（危険物又は高圧ガスの漏えい・流出、火災、爆発

による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏えい、流出等による多数の死傷者等の発生、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生等をいう。以下同じ。)に備えた諸対策に当たるものとする。

(2) 危険物等関係施設の実態把握

関係所属長は、危険物等災害の発生に備え、平素から危険物等の貯蔵・取扱事業所、高圧ガスの貯蔵・取扱事業所等の実態把握に努めるものとする。

(3) 連絡体制の整備

関係所属長は、危険物等関係施設において、危険物等災害が発生した場合に備え、事業者等との連絡体制の整備を図るものとする。

(4) 危険物等災害警備用装備資機材の整備充実

関係所属長は、危険物等災害に備え、以下の装備資機材の整備充実に努めるものとする。

ア 防護用機材

生化学防護服、特殊型防護ガスマスク等防護用資機材

イ ガス等測定器、消火器、毛布等救出救助用資機材

(5) 火薬類取締法等の法令に定める権限の行使

県警察は、危険物等災害防止のため、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）等の法令に定める権限を適切に行使するものとする。

(6) 防災訓練の実施

関係所属長は、関係自治体、消防機関、危険物等の事業者等と相互に連携し、大規模な危険物等災害を想定した実戦的な訓練を随時実施するものとする。また、危険物等災害警備用装備資機材の操作訓練、生化学防護服等の着脱訓練等も随時行うものとする。

2 災害時における措置

(1) 情報の収集

県警備本部長及び署警備本部長は、大規模な危険物等災害が発生した場合においては、警察用航空機、無人航空機等を活用し、直ちに被害状況等についての情報収集を行うものとする。また、情報の収集に当たっては、消防機関、危険物等の事業者等と緊密な連携をとり、安全かつ的確な警察活動に資するため、危険物等に対する専門的知識に基づいた正確な情報の収集に努めるものとする。

(2) 救出救助活動

危険物等災害が発生した場合において、県警備本部長は機動隊員、広域緊急援助隊員等を、署警備本部長は警察署員を直ちに出勤させ、従業員等被災者の

救出救助、避難誘導を行い、被害の拡大防止に努めるものとする。また、救出救助活動等に当たっては、生化学防護服、特殊型防護ガスマスク、ガス等測定器等の装備資機材を有効に活用して、被災者及び職員の安全確保に努めるものとする。

(3) 立入禁止区域の設定

県警備本部長及び署警備本部長は、危険物等が漏えい、流出又は飛散した場合には、直ちに立入禁止区域を設定して、被害の拡大防止に努めるものとする。

(4) 危険物等の大量漏えい等に対する応急対策

県警備本部長及び署警備本部長は、危険物等が大量に漏えい、流出又は飛散した場合には、関係機関と緊密に連携し、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を実施するほか、危険物等の防除活動の支援を行うものとする。

(5) 火薬類取締法等の法令に定める権限の行使

県警察は、危険物等災害時においては、火薬類取締法等の法令に定める権限を適切に行使するものとする。

第7 火事災害対策

1 災害に備えての措置

(1) 関係機関との相互連携

関係所属長は、消防機関、関係自治体、営林官署等を始めとする関係機関等と相互に連携し、火事災害（大規模な火事による多数の死傷者等の発生及び火事による広範囲にわたる林野の焼失等をいう。以下同じ。）に備えた諸対策に当たるものとする。

(2) 管内実態の把握

関係所属長は、平素から、火事災害が発生した場合に大規模な被害が発生するおそれがある高層建築物等について、それぞれの管理体制、保安施設の具体的状況等の実態把握に努めるものとする。

(3) 連絡体制の整備

関係所属長は、大規模な火事災害が発生した場合における消防機関、高層建築物等の管理者、営林官署等との連絡体制の整備を図るものとする。

(4) 防災訓練の実施

関係所属長は、関係機関等が実施する大規模な火事災害を想定した防災訓練に参加し、相互に連携した訓練を行うよう努めるものとする。

2 災害時における措置

県警備本部長及び署警備本部長は、大規模な火事災害が発生した場合においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行うものとする。

附 則（令和元年10月15日付け備二第1216号ほか）

この計画は、令和元年10月15日から施行する。

附 則（令和3年10月28日付け備二第1289号ほか）

この計画は、令和3年10月28日から施行する。

附 則（令和4年3月15日付け備二第255号）

この計画は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年1月23日付け備二第78号）

この計画は、令和5年1月23日から施行する。